

令和8年度 市県民税の申告について

令和7年1月1日から令和7年12月31日までの1年間に収入があった人は、収入、必要経費および所得控除などについての市県民税の申告が必要です。

この申告は、翌年の「市県民税」のほか、「国民健康保険税」「介護保険料」「後期高齢者医療保険料」などを算定するときの基礎資料となります。

申告しない場合、公営住宅入居申込や金融機関からの融資を受けるときに必要な所得証明書などが発行できないことがあります。ただし、所得税の確定申告書を提出する人は、市県民税申告は必要ありません。

市県民税の申告が必要な人

令和8年1月1日現在、唐津市に住民登録している人で、次に該当する人

- 1 営業等、農業、不動産、配当、譲渡などの収入がある人
- 2 給与所得者で次に該当する人
 - (1) 給与支払者（会社など）から給与支払報告書が市役所に提出されていない人
 - (2) 給与所得以外の収入がある人（給与所得以外の所得が20万円以下の人は所得税の確定申告は不要ですが、市県民税の申告は必要です）
 - (3) 令和7年中に会社を退職した人などで、年末調整を受けていない人
 - (4) 2か所以上から給与等の支払いを受けている人
- 3 公的年金等の受給者で次に該当する人
 - (1) 公的年金等以外の収入がある人（公的年金等の収入金額が400万円以下で公的年金等以外の所得が20万円以下の人は所得税の確定申告は不要ですが、市県民税の申告は必要です）
 - (2) 65歳未満の人で、公的年金等のみの収入金額が98万円を超え各種控除を受けようとする人（ただし、98万円以下であっても源泉徴収されているときは、確定申告をすると還付金が出ることがあります）
 - (3) 65歳以上の人で、公的年金等のみの収入金額が148万円を超え各種控除を受けようとする人（ただし、148万円以下であっても源泉徴収されているときは、確定申告をすると還付金が出ることがあります）
- 4 雑損控除、医療費控除、寄附金控除を受けようとする人
- 5 障害年金、遺族年金、児童手当、失業給付などの非課税収入のみの人
- 6 収入がない人で、扶養親族になっていない人
- 7 収入がない人で、扶養親族になっているが、扶養している人が唐津市外に住民登録している人

申告に必要なもの

1 全ての人	マイナンバー（個人番号）確認の書類 ※右のいずれか一つ	①マイナンバーカード（本人確認の書類をかねる） ②マイナンバー通知カード ③マイナンバーが記載された住民票または住民票記載事項証明書
	本人確認の書類 ※右のいずれか一つ	①マイナンバーカード②運転免許証③パスポート ④身体障害者手帳など
2 収入や経費などがわかる書類	給与・公的年金収入があった人	①令和7年分給与の源泉徴収票（原本） ②令和7年分公的年金の源泉徴収票（原本）など
	営業等、農業、不動産、配当、譲渡などの所得があった人	①収支内訳書②収入額が分かるもの（決算書）など ※営業等、農業、不動産は収入や必要経費について事前に収支内訳書の作成をしておいてください。【別記1参照】
	個人年金収入などの雑所得があった人	①収入額が分かるもの（支払通知書、支払調書など） ②必要経費が分かるもの ※雑所得【別記2参照】
	保険満期金などの収入があった人	保険会社など支払先が発行する支払調書など ※一時所得【別記2参照】
3 各種控除の適用を受けるために必要な書類	社会保険料控除	①国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、国民年金保険料などの納付額通知書・領収書 ②任意継続保険料の支払証明書・領収書など
	生命保険料控除・地震保険料控除	保険会社などが発行する控除証明書
	扶養控除	扶養親族に収入がある場合はその人の源泉徴収票など
	障害者控除	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害者控除対象者認定書など
	寄附金控除	寄附した団体から発行された領収書・証明書
	医療費控除	①医療費控除の明細書 ※医療費通知を添付すれば明細書の記入を省略できます（医療費通知に記入されていない月分については領収書をもとに明細書を記入してください） ②保険金などで補てんされた金額が分かるもの ③おむつ使用証明書 ④セルフメディケーション税制の明細書 ⑤一定の取り組み（健康診査や予防接種など）を行ったことを明らかにする書類 ※①と④の明細書は医療を受けた人など内容を全て記入して持ってきてください。【別記3参照】

【別記1】

営業等（小売業、飲食業、建設請負、漁業、保険外交など）、農業、不動産（アパート・駐車場経営、農地の貸付など）、配当、譲渡などの所得がある人は、収入や経費について事前に収支内訳書に記載しておいてください。記載されていないときは受付できないことがあります。収支内訳書（様式）は、税務署窓口、市役所本庁税務課および各市民センターの窓口で配布しています。

経費のうち租税公課費として固定資産税額を計上するときは、令和7年度固定資産の課税明細書（納税通知書に同封済）を必ず持ってきてください。課税明細書を紛失した人は、窓口で発行する有料の公課証明書または名寄帳などを取り寄せてください。

【別記2】

1 個人年金を受け取った人は「雑所得」として申告してください。

$$\boxed{\text{受け取った金額}} - \boxed{\text{支払った掛け金}} = \boxed{\text{雑所得}}$$

2 生命保険契約に基づく一時金や損害保険契約などに基づく満期返戻金などは、「一時所得」として申告してください。

$$\boxed{\text{受け取った金額}} - \boxed{\text{支払った掛け金}} - \boxed{\text{特別控除額 (最高 50 万円まで)}} = \boxed{\text{一時所得}}$$

3 個人年金や保険の満期返戻金は、個人で積み立てたものですが、申告は必要です。

【別記3】

医療費控除とは、税額を計算するときに所得から差し引く（税の負担が軽くなる）もので、支払った医療費（病院代、薬代）相当分が全額戻るものではありません。したがって、医療費控除を受ける前の税額がゼロのときは、医療費控除の申告手続きをしても税金の減額や還付はありません。

医療費控除には2つの方法があり、いずれか1つを選択することになります。

1 医療費控除

(1) 医療費は、令和7年中に支払ったものに限ります。未払いの病院代などは、実際に支払った年の医療費控除の対象になります。

(2) 6か月以上寝たきりの人の紙おむつ代を医療費控除の対象とするときは、「おむつ使用証明書」が必要です。証明書の発行方法については、介護保険課介護認定係（TEL 0955-58-8095）までお問い合わせください。

(3) 保険金などで補てんされた金額には、高額療養費や生命保険の入院給付金、出産育児一時金などが該当します。

$$\boxed{1 \text{年間に支払った医療費の総額}} - \boxed{\text{保険金などで補てんされた金額}} - \boxed{10 \text{万円か所得の } 5\% \text{ のどちらか少ない方の額}} = \boxed{\text{医療費控除額 (最高 200 万円)}}$$

2 医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）

令和7年中に健康の保持増進や疾病予防のために健康診査や予防接種などの一定の取り組みを行ったときは、令和7年中に支払った特定一般用医薬品などの購入費用について次の計算式により控除を受けることができます。

$$\boxed{1 \text{年間に支払った特定一般用医薬品などの購入費}} - \boxed{\text{保険金などで補てんされた金額}} - \boxed{12,000 \text{円}} = \boxed{\text{セルフメディケーション税制に係る医療費控除額 (最高 88,000 円)}}$$

申告期間と申告会場

- ◆ 申告期間 ◆ 令和8年2月16日（月）から令和8年3月16日（月）まで
※前年中の収入が全くなかった人は、期間前から申告できます。
- ◆ 申告会場 ◆ 市役所本庁1階 市民ホール、各市民センター、出張申告会場
※唐津市文化体育館での申告受付は行いませんのでご注意ください。
- ◆ 受付時間 ◆ 各会場で異なります。詳細は「令和8年度分市県民税申告と令和7年分確定申告受付会場」（青色のチラシ）をご覧ください。

（1）申告期間中は、いずれの会場でも申告できます。

※申告期間中は市役所本庁2階 税務課課税係窓口での申告受付は行いません。

（2）各申告会場への来場は、なるべく公共交通機関を利用して下さい。

申告受付にあたってのお願い

営業、農業、不動産等所得で申告されるときの「収支内訳書」、医療費控除申告のための「医療費控除の明細書」は事前に作成し、申告会場に持ってきてください。領収書のみでの申告受付は行いません。申告期間中は大変混雑しますので、スムーズな申告受付を行うためにご協力をお願いします。

上場株式等の配当所得等に係る課税方式の統一

上場株式に係る配当所得および譲渡所得金額に係る所得の申告は、これまで所得税と個人住民税で異なる課税方式を選択できましたが、令和5年分の申告からは課税方式を所得税と一致させることとなります。

所得税で特定配当等および特定株式等譲渡所得金額に係る所得を確定申告すると、これらの所得は住民税でも所得に算入されます。

その他

- ・市役所では青色申告、新規の住宅借入金特別控除、準確定申告（亡くなった人の申告）については申告受付を行いません。また土地建物および株式に係る譲渡所得など一部の申告についても受付できないことがあります。これらの申告については税務署もしくはe-Taxで申告してください。
- ・贈与税、消費税の申告は市役所では受付できませんので税務署で申告してください。

【市県民税の申告についての問い合わせ先】

唐津市役所 税務課 課税係

電話番号：0955-72-9117

浜玉市民センター 地域支援グループ

電話番号：0955-53-7101

厳木市民センター 地域支援グループ

電話番号：0955-53-7111

相知市民センター 地域支援グループ

電話番号：0955-53-7121

北波多市民センター 地域支援グループ

電話番号：0955-53-7131

肥前市民センター 地域支援グループ

電話番号：0955-53-7141

鎮西市民センター 地域支援グループ

電話番号：0955-53-7151

呼子市民センター 地域支援グループ

電話番号：0955-53-7161

七山市民センター 地域支援グループ

電話番号：0955-53-7171